県内に本店のある10金融機関と連携開始

中小企業の再生を金融面から支援する金融円滑化法の終了に際して、認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業(平成 24 年度補正予算額 405 億円)が用意され、専門家である認定経営革新等支援機関との連携が望まれています。

しかし、金融機関と専門家との連携は十分には進んでおらず、その原因として、東京会から金融機関に対するヒアリングによれば、専門家の業務エリアや得意とする業種についての情報の不足などが多く挙がりました。

これを受け公認会計士協会としては、本部の整備する「経営革新等支援機関として認定された会員等名簿」に登録された会員のうち、金融機関のニーズに合致すると考えられる者に関する情報を提供する「金融機関と認定経営革新等支援機関である会員との連携推進制度」を創設しました。本制度利用者である金融機関のニーズを把握するにあたっては、金融機関から融資先企業情報等の提供を受けることも可としており、企業情報等に含まれる秘密を保持するため、事前に法人格を有する日本公認会計士協会と当該金融機関との間で覚書を取り交わすこととしています。

栃木県においては、栃木県内に本店のある10金融機関と東京会の間で1月23日に覚書の締結を行いました。栃木県会(東京会内の栃木県における地域組織)では、この覚書に基づいて提携金融機関からの要望に基づき、会内に設置される「金融機関連携委員会」(仮称)から公認会計士の紹介を行い、中小企業が直面する様々な経営課題(創業、事業承継、再生、組織再編)を解決すべく支援致します。



(1月23日合同調印式 栃木県公認会計士会館にて)

とちぎテレビに動画が掲載されました。

https://www.tochigi-tv.jp/news2/stream2.php?id=6126089411001